

2026 年 7 月

お客さま 各位

株式会社 荘内銀行

ブライトワン会員規約改定のお知らせ

平素より荘内銀行をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

当行は 2027 年 1 月の株式会社北都銀行との合併※、およびシステム統合に向けて準備を進めております。

合併に伴い、カード会員規約を改定いたしますので、下記のとおりご案内申し上げます。

当行は、今後もより良いサービスの提供に努めてまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

※銀行合併に関わる関係当局の許認可の取得が前提となります。

記

1. 適用開始日

2027 年 1 月 1 日

2. 改定対象カード

一般カード、ゴールドカード

3. 改定内容

次ページ新旧対照表の下線部分が改定箇所となります。

以 上

<本件に関するお問い合わせ先>

荘内銀行 個人営業部

TEL 023-606-0425 【受付時間】 平日 9:00～17:00

フィデアブライトワン会員規約

改定後	改定前
第 1 部 一般条項	
第 1 章 会員の資格	第 1 章【一般条項】
第 1 条（本会員） 1 .株式会社フィデア銀行（以下「当行」という）に、本規約承認のうえフィデアブライトワン（以下「カード」という）の利用を申込み、当行が適格と認めた方を本会員とします。また、当行が入会申込みを認めた日を契約成立日とします。 2 .本会員は、申込時にカード取引を行う普通預金口座（総合口座取引の普通預金を含みます。以下「利用口座」という）を指定するものとします。	第 1 条 （会員および家族会員） 1 .株式会社荘内銀行（以下「当行」という）に、本規約承認のうえ＜荘銀＞ブライトワン（以下「カード」という）の利用を申込み、当行が適格と認めた方を本会員とします。また、当行が入会申込みを認めた日を契約成立日とします。 2 .本会員は、申込時にカード取引を行う普通預金口座（総合口座取引の普通預金を含みます。以下「利用口座」という）を指定するものとします。 3 .本会員が本会員の代理人として指定し本条第 4 項および第 5 項の責任を負うことを承認した家族で、当行が適格と認めた方 1 名を限度として家族会員（以下本会員と家族会員を「会員」という）とします。 本会員は、本会員の代理人として家族会員に、当行が当該家族会員用に発行したクレジットカード（以下「家族カード」という） および会員番号を本規約に基づき利用させることができ、家族会員は、本会員の代理人として本規約に基づき家族カードおよび会員番号を利用することができます。家族会員は、本会員が退会その他の理由で会員資格を喪失したときは、当然、会員資格を喪失するものとします。 4 .本会員は、家族会員が家族カードおよび会員番号を利用して決済した金額を、家族会員が指定した支払方法により当行に支払うものとします。その他、本会員は、家族会員が家族カードおよび会員番号を利用したことにより生じる全ての責任を負うものとします。この場合、家族会員は、当行が、家族カードの利用内容・利用状況等を本会員に対し通知することを、予め承諾するものとします。 5 .本会員は、家族会員に対し本規約の内容を遵守させるものとします。本会員は、家族会員が本規約の内容を遵守しなかったことによる当行の損害（家族カードの管理に関して生じた損害を含む）を賠償するものとします。 6 .本会員は、家族会員が事由の如何を問わず本条第 3 項に規定する代理人でなくなった場合または代理人でないことが判明した場合は、家族会員によるカード利用の中止を申し出るものとします。本会員は、この申し出以前に前 2 項の代理人としての責任が消滅したことを、当行に対して主張することはできません。

改定後	改定前
第 2 条（家族会員） 1． 本会員が本会員の代理人として指定し本条第 2 項及び第 3 項の責任を負うことを承認した家族で、当行が適格と認めた方 1 名を限度としてを家族会員（以下本会員と家族会員を「会員」という）とします。本会員は、本会員の代理人として家族会員に、当行が当該家族会員用に発行したクレジットカード（以下「家族カード」という）及び会員番号を本規約に基づき利用させることができ、家族会員は、本会員の代理人として本規約に基づき家族カード及び会員番号を利用することができます。家族会員は、本会員が退会その他の理由で会員資格を喪失したときは、当然、会員資格を喪失するものとします。 2． 本会員は、家族会員が家族カード及び会員番号を利用して決済をした金額を、家族会員が指定した支払方法により当行に支払うものとします。その他、本会員は、家族会員が家族カード及び会員番号を利用したことにより生じる全ての責任を負うものとします。この場合、家族会員は、当行が、家族カードの利用内容・利用状況等を本会員に対し通知することを、予め承諾するものとします。 3． 本会員は、家族会員に対し本規約の内容を遵守させるものとします。本会員は、家族会員が本規約の内容を遵守しなかったことによる当行の損害（家族カードの管理に関して生じた損害を含む）を賠償するものとします。 4． 本会員は、家族会員が事由の如何を問わず本条第 1 項に規定する代理人でなくなった場合あるいは代理人でないことが判明した場合は、家族会員によるカード利用の中止を申し出るものとします。本会員は、この申し出以前に前 2 項の代理人としての責任が消滅したことを、当行に対して主張することはできません。	第 1 条 （会員および家族会員）で規定

改定後	改定前
第 2 章カードの管理	第 1 章【一般条項】
第 6 条（カードの種類、貸与および管理） 1.当行が発行するカードの種類は、「 <u>フィデアブライトワン</u> 」、「 <u>フィデアブライトワンゴールド</u> 」、とします。 2.当行は、会員に希望する種類のカードを貸与します。なお、家族会員にカードを貸与する場合は本会員と同一種類のものとします。 3. 当行は、会員に会員氏名・会員番号・有効期限等（以下「カード情報」という）をカード券面に印字または登録した会員の申込区分に応じたカード（以下家族カードを含む）を発行し、貸与します。会員は、カードを貸与されたときは直ちに当該カードの署名欄に自署するものとします（カードに署名欄がある場合に限り）。本会員は、カード発行後も、届出事項（第 4 条第 1 項の届出事項をいう）の確認（以下「取引時確認」という）手続を当行が求めた場合にはこれに従うものとします。 4. カードの所有権は当行に属し、カード及びカード情報はカード券面に印字または登録された会員本人以外は使用できないものとします。 5. 会員は、現行紙幣・貨幣の購入、または、現金化を目的として商品・サービスの購入（当該商品等を転売しあるいは委託販売する等その名目の如何を問わないものとします）その他これらと実質的に同視できる取引などにカードのショッピング枠を使用してはならず、また違法な取引に使用してはなりません。本項で禁止される現金化を目的とするカード利用には、次の各号に定めるものに係る利用が含まれますが、これらに限られません。 ①買取業者等がカード利用者に宝飾店、ブランド店、家電量販店等で商品等をカードで購入させ、購入した商品等を買取業者等が買い取るないしは第三者に売却するものとして、購入金額等から手数料を差し引いた金額ないしは購入金額等に利益を上乗せした金額に相当する現金やポイント等をカード利用者に付与するとしているもの ②販売業者等がカード利用者に自店や指定店等で販売している商品等をカードで購入させ、購入を条件に購入金額から手数料を差し引いた金額ないしは購入金額に利益を上乗せした金額に相当する現金やポイント等をカード利用者に付与するとしているもの ③販売業者等がカード利用者に自店や指定店等で販売している商品等をカードで購入させ、購入した商品等につき販売業者等が買戻しや返品を受け、または別の買取業者等が買取りを行い、買戻金額等から手数料を差し引いた金額ないしは買戻金額等に利益を上乗せした金額に相当する現金やポイント等をカード利用者に付与するとしているもの ④金券類、暗号資産、貴金属類、ブランド品、家電製品等の換金性の高い商品等の購	第 2 条（カードの種類、貸与および管理） 1.当行が発行するカードの種類は、「＜莊銀＞ブライトワン」、「＜莊銀＞ブライトワンゴールド」、とします。 2.当行は、会員に希望する種類のカードを貸与します。なお、家族会員にカードを貸与する場合は本会員と同一種類のものとします。 3.会員はカードを貸与されたときは、直ちにカード裏面署名欄に自署するものとします（カードに署名欄がある場合に限り）。会員は、カード発行後も、届出事項（第 8 条第 1 項の届出事項をいう）の確認（以下「取引時確認」という）手続を当行が求めた場合にはこれに従うものとします。 4.カードの所有権は当行に属し、カードおよびカード情報はカード券面に印字または登録された会員本人以外は使用できないものとします。 5.会員は、現行紙幣・貨幣の購入、または、現金化を目的として商品・サービスの購入（当該商品等を転売しあるいは委託販売する等その名目の如何を問わないものとします）その他これらと実質的に同視できる取引などにカードのショッピング枠を使用してはならず、また違法な取引に使用してはなりません。本項で禁止される現金化を目的とするカード利用には、次の各号に定めるものに係る利用が含まれますが、これらに限られません。 ①買取業者等がカード利用者に宝飾店、ブランド店、家電量販店等で商品等をカードで購入させ、購入した商品等を買取業者等が買い取るないしは第三者に売却するものとして、購入金額等から手数料を差し引いた金額ないしは購入金額等に利益を上乗せした金額に相当する現金やポイント等をカード利用者に付与するとしているもの ②販売業者等がカード利用者に自店や指定店等で販売している商品等をカードで購入させ、購入を条件に購入金額から手数料を差し引いた金額ないしは購入金額に利益を上乗せした金額に相当する現金やポイント等をカード利用者に付与するとしているもの ③販売業者等がカード利用者に自店や指定店等で販売している商品等をカードで購入させ、購入した商品等につき販売業者等が買戻しや返品を受け、または別の買取業者等が買取りを行い、買戻金額等から手数料を差し引いた金額ないしは買戻金額等に利益を上乗せした金額に相当する現金やポイント等をカード利用者に付与するとしているもの ④金券類、暗号資産、貴金属類、ブランド品、家電製品等の換金性の高い商品等の購入を社会通念上相当とは認められない頻度もしくは金額にて行うもの ⑤上記各号に類すると当行が判断するもの

改定後	改定前
入を社会通念上相当とは認められない頻度もしくは金額にて行うもの ⑤上記各号に類すると当行が判断するもの 6. 会員は、カード及びカード情報の使用・保管・管理を善良なる管理者の注意をもって行なうものとします。会員は、カードを他人に貸与・譲渡・質入・寄託またはカード情報を預託してはならず、また、理由の如何を問わず、カード及びカード情報を他人に使用させ若しくは使用のために占有を移転させてはなりません。 7. カード及びカード情報の使用・保管・管理に際して、会員が前 4 項に違反し、その違反に起因してカード及びカード情報が不正に利用された場合、本会員は、そのカード利用代金についてすべて支払いの責を負うものとします。 8. 会員は、第 3 項に違反したことにより、販売業者等あるいは第三者と紛議になった場合であっても、当該紛議を自らの責任において解決するものとし、当該紛議を理由に、当行に対するカード利用代金等の債務の支払を拒むことはできないものとします。 9. 会員が紛失等をしたカードが拾得物として警察に届け出られた場合、そのカードは当行から会員に連絡することなく相当期間経過後に破棄できるものとします。	6 .会員は、カードおよびカード情報の使用・保管・管理を善良なる管理者の注意をもって行うものとします。会員は、カードを他人に貸与、譲渡・質入・寄託またはカード情報を預託してはならず、また、理由の如何を問わず、カードおよびカード情報を他人に使用させまたは使用のための占有を移転させてはなりません。 7 .カードおよびカード情報の使用・保管・管理に際して、会員が前 6 項に違反し、その違反に起因してカードおよびカード情報が不正に利用された場合、本会員は、そのカード利用に係る債務についてすべて支払いの責を負うものとします。 8 .会員は、第 5 項に違反したことにより、販売業者等あるいは第三者と紛議になった場合であっても、当該紛議を自らの責任において解決するものとし、当該紛議を理由に、当行に対するカード利用代金等の債務の支払を拒むことはできないものとします。 9 .会員が紛失等をしたカードが拾得物として警察に届け出られた場合、そのカードは当行から会員に連絡することなく相当期間経過後に破棄できるものとします。 1 0 .カードの有効期限は、当行が指定するものとし、カード券面に印字され、あるいは当行所定のウェブサイトおよびアプリケーション上に表示された月の末日までとします。ただし、当行は、会員番号の変更その他の事情により、カード有効期限の満了前に新たなカードを発行することができるものとし、その場合当該新たなカードに適用のある会員規約が適用されます。従前のカードは、会員が新たなカードを受領したときから利用できなくなるものとします。また、届出住所宛に当行が送付した新たなカードが不着となった場合等、当該届出住所宛に新たなカードを発送しても到着しないと当行が認める場合および当行が定める一定期間カードの利用が認められない場合には、当行が定める期間の経過後に、従前のカードは利用できなくなるものとします。 1 1 .当行は、カードの紛失・盗難・毀損・滅失等の場合には、本会員が当行所定の方法で届け出を行い、当行が適当と認めた場合に限り、カードを再発行します。この場合、本会員は、当行所定のカード再発行手数料を支払うものとします。

改定後	改定前
第 8 条（暗証番号） <u>1. 当行は、本会員より申出のあったカードの暗証番号を所定の方法により登録します。</u> <u>ただし、申出がない場合または当行が定める指定禁止番号を申出た場合は、当行所定の方法により登録します。</u> 2. 会員は、暗証番号を他人に知られないよう、善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。カード利用にあたり、登録された暗証番号が使用されたときは、当行に責のある場合を除き、本会員は、そのために生ずる一切の債務について支払いの責を負うものとします。	第 6 条 （暗証番号） 1.本会員は、当行所定の方法により、カードの暗証番号（４桁の数字）を登録するものとし、預金の預入れ、払戻し、振込に使用する暗証番号および第 1 5 条第 1 項に定める加盟店に設置の端末機を使用するショッピングサービス、第 2 3 条第 1 項に定める支払機を使用するキャッシングサービスに使用する暗証番号をそれぞれ届出るものとします。ただし、本会員からの届出がない場合、または当行が暗証番号として不適切と判断した場合には、当行が所定の方法により暗証番号を登録します。 2.会員は暗証番号を他人に知られないよう善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。カードの利用にあたり、登録された暗証番号が使用されたときは、当行に責がある場合を除き、本会員は、そのために生ずる一切の債務について支払いの責を負うものとします。
第 9 条（カードの利用枠） 1. カードの総利用枠は、各本会員につき、本会員及び家族会員のカードショッピング、海外キャッシュサービス、キャッシングリボ及びキャッシング一括の利用代金を合算した未決済残高として管理します。その金額及び次項以下の内訳額は、当行が所定の方法により定めるものとします。 2. カードショッピング利用枠は、各本会員につき、本会員及び家族会員のカードショッピング、海外キャッシングサービスの利用代金を合算して未決済残高として管理します。その金額は、前項の総利用枠の内枠として当行が所定の方法により定めるものとします。 3. 割賦利用枠は、各本会員につき、本会員及び家族会員のカードショッピングのうちリボルビング払い、分割払い（３回以上のものをいう。以下同様）、２回払い及びボーナス一括払いの利用代金を合算して未決済残高として管理します。その金額は、前項のカードショッピング利用枠の内枠として当行が所定の方法により定めるものとします。 4. カードショッピングのうち本会員及び家族会員のリボルビング払い、分割払い、２回払い及びボーナス一括払いの未決済残高の各利用枠は、前項の割賦利用枠の範囲内で当行が所定の方法により定めるものとします。 5. 前項のリボルビング払いの利用枠を超えてリボルビング払いを指定してカードを利用した場合は、原則として超過した金額を１回払いの扱いとして支払うものとします。但し、当行が適当と認めた場合には、その一部を１回払いの扱いとして支払うものとします。 6. 海外キャッシュサービスの未決済残高の利用枠は、本条第 2 項のカード利用枠のうち、<u>3 0 万円</u>を超えない範囲で当行が定めるものとします。	第 1 4 条 （カードの利用枠） 1.カードの総利用枠は、各本会員につき、本会員および家族会員のカードショッピング、海外キャッシュサービス、キャッシングリボおよびキャッシング一括の利用代金を合算して未決済残高として管理します。その金額および次項以下の内訳額は、当行が所定の方法により定めるものとします。 2.カード利用枠は、各本会員につき、本会員および家族会員のカードショッピングおよび海外キャッシュサービスの利用代金を合算して未決済残高として管理します。その金額は、前項の総利用枠の内枠として当行が定めるものとします。 3.割賦利用枠は、各本会員につき、本会員および家族会員のカードショッピングのうちリボルビング払いならびに分割払い（３回以上のものをいう。以下同様）、２回払いおよびボーナス一括払いの利用代金を合算して未決済残高として管理します。その金額は、前項のカードショッピング利用枠の内枠として当行が所定の方法により定めるものとします。 4.カードショッピングのうち本会員および家族会員のリボルビング払いならびに分割払い、２回払いおよびボーナス一括払いの未決済残高の各利用枠は、前項割賦利用枠の範囲内で当行が所定の方法により定めるものとします。 5.前項のリボルビング払いの利用枠を超えてリボルビング払いを指定してカードを利用した場合、原則として超過した金額を１回払いの扱いとして支払うものとします。ただし、当行が適当と認めた場合には、その一部を１回払いの扱いとして支払うものとします。 6.海外キャッシュサービスの未決済残高の利用枠は、本条第 2 項のカード利用枠のうち、5 0 万円を超えない範囲で当行が定めるものとします。

改定後	改定前
7. キャッシング利用枠は、各本会員につき、本会員及び家族会員のキャッシングリボ、キャッシング一括の未決済残高を合算して管理します。その金額は本条第 1 項の総利用枠の内枠として当行が所定の方法により定めるものとします。 8. キャッシングリボの未決済残高の利用枠は、前項のキャッシング利用枠のうち、50万円を超えない範囲で当行が定めるものとします。 <u>9. キャッシング一括の未決済残高の利用枠は、本条第 7 項のキャッシング利用枠のうち、5 0 万円を超えない範囲で当行が定めるものとします。</u> 1 0. 当行は、必要または適当と認めた場合、本条第 1 項の利用枠とは別に分割払いの利用枠を定める場合があります。この場合、当行所定の方法によりその利用枠を定めるものとします。 1 1. 会員が本条に定める利用枠を超えてカードを利用した場合も、本会員は当然にその支払いの責を負うものとします。 1 2. 本条に定める利用枠は、会員が以下のいずれかに該当した場合、その他当行が必要と認めた場合には、特段の通知を要せず減額できるものとします。 ①カード利用代金等当行に対する債務の履行を怠った場合 ②会員のカードの利用状況及び本会員の信用状況等に応じて、審査のうえ当行が必要と認めた場合 ③「犯罪による収益の移転防止に関する法律」その他の法令による規制に鑑みて、当行が必要と認めた場合 1 3. 本条に定める利用枠は、第 6 項、本条第 8 項および第 9 項の定めにかかわらず、当行が適当と認めた場合には、当行所定の方法により、増額することができるものとします。ただし、会員から増額を希望しない旨の申し出があった場合には増額を行わないものとします。	7.キャッシング利用枠は、各本会員につき、本会員および家族会員のキャッシングリボおよびキャッシング一括、海外キャッシュサービスの未決済残高を合算して管理します。その金額は第 1 項の総利用枠の内枠として当行が所定の方法により定めるものとします。 8.キャッシングリボおよびキャッシング一括の未決済残高の利用枠は、前項のキャッシング利用枠のうち、5 0 万円を超えない範囲で当行が定めるものとします。 9.当行は、必要または適当と認めた場合、本条第 1 項の利用枠とは別に分割払いの利用枠を定める場合があります。この場合、当行所定の方法によりその利用枠を定めるものとします。 1 0.会員が本条に定める利用枠を超えてカードを利用した場合も、本会員は当然にその支払いの責を負うものとします。 1 1.本条に定める利用枠は、本会員が以下のいずれかに該当した場合、その他当行が必要と認めた場合には、特段の通知を要せず減額できるものとします。 （１）カード利用に係る債務等当行に対する債務の履行を怠った場合 （２）本会員のカード利用状況および本会員の信用状況等に応じて、審査のうえ当行が必要と認めた場合 （３）「犯罪による収益の移転防止に関する法律」その他の法令による規制に鑑みて、当行が必要と認めた場合 1 2.本条に定める利用枠は、本条第 7 項、第 8 項の定めにかかわらず、当行が適当と認めた場合には、特段の通知を要せず、当行所定の方法により、増額することができるものとします。ただし、本会員から増額を希望しない旨の申し出があった場合には増額を行わないものとします。

改定後	改定前
第3章 カード利用代金等の決済方法	第 2 章【ショッピング・金融サービス条項】
第 1 5 条 （代金決済口座及び決済日） 1. <u>本会員が当行に支払うべきカード利用代金、借入金、手数料、利息及び年会費等本規約に基づく一切の債務は、本会員が支払いのために指定した預金口座（本会員名義に限る）から口座振替により支払うものとします。</u> 2. 当行に支払うべき債務の支払期日は、毎月 1 0 日とします。なお、支払期日の当日が金融機関休業日の場合は翌営業日となります。 3. 当行は、本会員の毎月の支払いに係るご利用代金明細情報を支払期日までに当行指定のウェブサイト閲覧可能な状態におくことにより会員に通知します（但し、法令で別途定めがある場合は、カード利用代金明細書を郵送による方法で送付します）会員はVpass会員規約、カードご利用代金WEB明細書サービス利用特約に同意の上、当行指定の方法により、ご利用代金明細情報をインターネット等で閲覧することができます。また、ご利用代金明細情報について書面による通知を希望する本会員は、当行指定の方法により当行へ申し出るものとし、当行がこれを承諾した場合あるいは法令上義務づけられる場合、当行は本会員の届出住所宛てに書面を送付します。当行は、書面による通知を実施する場合で、当該通知が当行の義務に属しない場合には、本会員に対し、書面による通知にかかる当行所定の手数料を請求することができるものとします。本会員は、ご利用代金明細情報の内容に異議がある場合には、ご利用代金明細情報受領後 1 0 日以内に当行に対し異議を申出るものとします。但し、支払いが書面による通知にかかる手数料または年会費のみの場合はご利用代金明細情報を通知しない場合があります。 4. <u>当行に支払うべき債務のうち第 3 7 条に定めるキャッシングリボ返済元金、第 4 1 条に定めるキャッシング一括の返済元金及び第 4 4 条に定める海外キャッシュサービスの返済元金は、本条第 1 項で本会員が指定する決済口座からの口座振替の結果、当該債務に関して支払いが完了したと当行が認めるまでは、キャッシングリボ返済元金及びキャッシング一括の返済元金については第 9 条第 7 項に定める未決済残高に含めるものとし、海外キャッシュサービスの返済元金については第 9 条第 2 項に定める未決済残高に定める未決済残高から減算しないものとします。</u> 5.本会員の当行に対する弁済期の到来している債務について、当行は随時、支払いを受けることができるものとします。また、弁済期の到来しているショッピングサービスによる債務とキャッシングサービスによる債務の合計額が利用口座の預金不足等により引落しできないときは、そのいずれに充当するかは当行の任意とします。ただし、ショッピングサービスによる債	第 1 8 条 （代金等の支払い） 1.ショッピングサービス、およびキャッシングサービスによる会員の当行に対する債務の締切日は、前々月 1 6 日から前月 1 5 日までの利用分とし、当月 1 0 日（銀行休業日の場合は翌営業日）に通帳および払戻請求書なしで本会員の利用口座から自動引落としの方法により支払うものとします。ただし、支払日等について別に定めがある場合は、その定めに従うものとします。なお、1 回払い、2 回払いおよびボーナス一括払いの支払期日および分割支払金の額は次の通りとなります。ただし、事務上の都合により支払い期日の開始が遅れることがあります。 ① 1 回払いについては、以下によって対象となる利用額の全額につき当月の支払期日。支払期日が 1 0 日の場合は、前々月 1 6 日から前月 1 5 日までの利用分。 ② 2 回払いについては、以下によって対象となる利用額の半額（端数は初回分に算入）につき、それぞれ当月と翌月の支払期日。 支払期日が 1 0 日の場合は、前々月 1 6 日から前月 1 5 日までの利用分。 ③ボーナス一括払いについては、毎年 1 2 月 1 6 日から翌年 6 月 1 5 日までの利用分につき 8 月の支払期日、7 月 1 6 日から 1 1 月 1 5 日までの利用分につき翌年 1 月の支払期日。ただし、上記の期間は、加盟店により若干異なる場合があります。 2.本会員または家族会員が、本規約に違反してカードを利用した場合ならびに本規約に定める以外の方法によりカードを利用した場合でも本会員は支払いの責を負うものとし、その利用代金および料金の支払いは前 2 項と同様とします。 3.当行は、本会員の毎月の支払いに係るご利用代金明細情報を支払期日までに当行指定のウェブサイト閲覧可能な状態におくことにより会員に通知します（但し、法令で別途定めがある場合は、カードご利用代金明細書を郵送による方法で送付します）。会員はVpassID規約、カードご利用代金WEB明細特約に同意の上、当行指定の方法により、ご利用代金明細情報をインターネット等で閲覧することができます。また、ご利用代金明細情報について書面による通知を希望する本会員は、当行指定の方法により当行へ申し出るものとし、当行がこれを承諾した場合あるいは法令上義務づけられる場合、当行は本会員の届出住所宛てに書面を送付します。当行は、書面による通知を実施する場合で、当該通知が当行の義務に属しない場合には、本会員に対し、書面による通知にかかる当行所定の手数料を請求することができるものとします。本会員は、ご利用代金明細情報の内容に異議がある場合には、ご利用代金明細情報受領後 1 0 日以内に当行に

改定後	改定前
務と、日本国内におけるキャッシングサービスによる債務のいずれの債務にも充当できないときは、その債務の一部の引落しはいたしません。	対し異議を申出るものとします。ただし、支払いが書面による通知にかかる手数料または年会費のみの場合はご利用代金明細情報を通知しない場合があります。 4 .本会員の当行に対する弁済期の到来している債務について、当行は随時、支払いを受けることができるものとします。また、弁済期の到来しているショッピングサービスによる債務とキャッシングサービスによる債務の合計額が利用口座の預金不足等により引落しできないときは、そのいずれに充当するかは当行の任意とします。ただし、ショッピングサービスによる債務と、日本国内におけるキャッシングサービスによる債務のいずれの債務にも充当できないときは、その債務の一部の引落しはいたしません。
第 1 6 条（海外利用代金の決済レート等） 1 . 決済が外貨による場合におけるカード利用代金（カード利用が日本国内であるものを含む）は、外貨額をVISAインターナショナルサービスアソシエーション（以下「国際提携組織」という）の決済センターにおいて集中決済された時点での、国際提携組織の指定するレートに当行が海外取引関係事務処理経費として所定の費用を加えたレートで円貨に換算します。ただし、 <u>海外キャッシュサービス</u> については、海外取引関係事務処理経費を加えません。 2 . 日本国外でカードを利用する場合、現在または将来適用される外国為替及び外国貿易管理に関する諸法令等により、許可書、証明書その他の書類を必要とする場合には、当行の要求に応じてこれを提出するものとし、また、日本国外でのカードの利用の制限または停止に応じていただくことがあります。	第 1 6 条 （海外利用代金の決済レート） 1 .決済が外貨による場合におけるカード利用代金（カード利用が日本国内であるものを含む）は、外貨額をVISAインターナショナルサービスアソシエーション（以下「国際提携組織」という）の決済センターにおいて集中決済された時点での、国際提携組織の指定するレートに当行が海外取引関係事務処理経費として所定の費用を加えたレートで円貨に換算します。ただし、海外預金取引サービスおよび海外キャッシュサービスについては、海外取引関係事務処理経費を加えません。 2 .日本国外でカードを利用する場合、現在または将来適用される外国為替および外国貿易管理に関する諸法令等により、許可書、証明書、その他の書類を必要とする場合には、当行の要求に応じてこれを提出するものとし、また、日本国外でのカード利用の制限または停止に応じていただくことがあります。

改定後	改定前
第 4 章 期限の利益の喪失・会員資格の取消し・退会等	第 3 章【その他の条項】
第 2 0 条（期限の利益の喪失） 1． 本会員は、次のいずれかの事由に該当した場合、本規約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちに債務の全額を支払うものとします。 ①仮差押、差押、競売の申請、破産若しくは再生手続開始の申立等の法的な債務整理手続の申立があったとき ②債務整理（任意整理を含む。以下同じ）を開始する旨、又は債務整理のため弁護士等に依頼した旨を当行に通知したとき。 ③租税公課を滞納して督促を受けたとき、または保全差押があったとき ④自ら振り出した手形、小切手が不渡りになったとき、または一般の支払いを停止したとき ⑤リボルビング払い、分割払い、2 回払いまたはボーナス一括払いの債務の履行を遅滞し、当行から 2 0 日以上 の 相 当 な 期 間 を 定 め て 書 面 で 支 払 い の 催 告 を さ れ た に も か か わ ら ず、その期間内に支払わなかったとき ⑥本会員または家族会員の預金について仮差押、保全差押、差押の命令、通知が発送されたとき。 2． 本会員は、当行に支払うべき債務の履行を遅滞した場合および第 2 2 条第 1 項の規定（ただし、第 2 1 条第 1 項第 5 号・第 6 号・第 7 号の事由に基づく場合を除きます）により会員資格を取消された場合、リボルビング払い、分割払い、2 回払い及びボーナス一括払いに係る債務を除く債務について当然に期限の利益を失い、直ちに当該債務の全額を支払うものとします。 3． 本会員は、次のいずれかの事由に該当した場合、当行の請求により、本規約に基づく一切の債務について期限の利益を失い、直ちに債務の全額を支払うものとします。 ①当行が所有権留保した商品の質入れ・譲渡・賃貸その他の処分を行ったとき ②本規約上の義務に違反し、その違反が本規約の重大な違反となるとき ③本会員の信用状態が悪化したとき 4． 本会員は、第 2 1 条第 1 項第 6 号または第 7 号の事由に該当したことが判明した場合、本規約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちに債務の全額を支払うものとします。 5． 本条第 1 項から第 3 項の定めにかかわらず、キャッシングリボ、キャッシング一括、海外キャッシュサービスの期限の利益の喪失は、利息制限法第 1 条に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有するものとします。	第 2 7 条 （期限の利益の喪失） 1 .本会員は、次のいずれかの事由に該当した場合、本規約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちに債務の全額を支払うものとします。 ①リボルビング払い、分割払い、2 回払いまたはボーナス一括払いの債務の履行を延滞し、当行から 2 0 日 以 上 の 相 当 な 期 間 を 定 め て 書 面 で 支 払 い の 催 告 を 受 け た に も か か わ ら ず、その期限までに支払わなかったとき。 ②支払いを停止したとき、または手形交換所の取引停止処分を受けたとき。 ③仮差押、差押、競売の申請、または破産もしくは再生手続開始の申立等の法的な債務整理手続の申立があったとき。 ④本会員または家族会員の預金について仮差押、保全差押、差押の命令、通知が発送されたとき。 ⑤租税公課を滞納して督促を受けた時、または保全差押があったとき。 ⑥債務整理（任意整理含む。以下同じ）を開始する旨、又は債務整理のため弁護士等に依頼した旨を当行に通知したとき。 2 .本会員は、当行に支払うべき債務の履行を遅滞した場合および第 2 8 条第 1 項の規定（ただし第 2 8 条第 1 項第 5 号・第 6 号・第 7 号の事由に基づく場合を除きます）により会員資格を取消された場合、リボルビング払い、分割払い、2 回払いおよびボーナス一括払いに係る債務を除く債務について当然に期限の利益を失い、直ちに当該債務の全額を支払うものとします。 3 .本会員は次のいずれかの事由に該当した場合、当行の請求により、本規約に基づく一切の債務について期限の利益を失い、直ちに債務の全額を支払うものとします。 ①当行が所有権留保した商品の質入れ・譲渡・賃貸その他の処分を行ったとき。 ②本規約上の義務に違反し、その違反が本規約の重大な違反となるとき。 ③本会員の信用状態が悪化したとき。 4 .本会員は、第 2 8 条第 1 項第 6 号または第 7 号の事由に該当したことが判明したことにより会員資格を取消された場合、本規約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちに債務の全額を支払うものとします。 5 .本条第 1 項から第 4 項の定めにかかわらず、キャッシングリボ、キャッシング一括、海外キャッシュサービスの期限の利益の喪失は、利息制限法第 1 条に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有するものとします。

改定後	改定前
第 2 2 条（退会） 1. 会員が退会をする場合は、当行に所定の届出用紙を提出する方法とします。この場合、当行が必要と認めた場合には、本会員、家族会員全員のカード等を当行に返却するものとします。また、債務全額を弁済していただくこともあります。 2. 会員は、退会する場合には、当行が請求したときには、一括して債務を支払うものとします。また、退会後においても、カードを利用または会員番号を使用して生じたカード利用代金等について全て支払いの責を負うものとします。 3. <u>家族会員のみが退会をする場合も、本条第 1 項に定める方法により届出るものとします。この場合、当行が必要と認めた場合には、退会する家族会員のカード等を当行に返却するものとします。</u> 4.利用口座を任意に解約したとき、また本会員につき相続が開始したときは、本規約による契約は終了します。 5.第 7 条に定めるカードの有効期限到来後、当行から新たなカードが貸与されなかったときは、本規約による契約は終了します。 6.退会後または本規約による契約の終了後に当該カードの利用により生じた損害については、すべて会員の負担とします。	第 3 1 条 （退会等） 1 .本会員が任意に退会する場合、当行所定の書面を利用口座のある店舗に提出するものとしカードは返却するものとします。また、契約終了後の債務は支払方法によらず一括請求とします。なお、家族会員だけの退会の場合においても、本会員が届出るものとします。 2 .利用口座を任意に解約したとき、また本会員につき相続が開始したときは、本規約による契約は終了します。 3 .第 7 条に定めるカードの有効期限到来後、当行から新たなカードが貸与されなかったときは、本規約による契約は終了します。 4 .本会員は退会または本規約による契約が終了したときは、本規約に定める当行に対する一切の債務を直ちに支払うものとします。 5 .退会後または本規約による契約の終了後に当該カードの利用により生じた損害については、すべて会員の負担とします。
第 3 部 キャッシング条項	
第 3 章 海外キャッシュサービス	第 2 章【ショッピング・金融サービス条項】
第 4 2 条（海外キャッシュサービスの取引を行う目的・利用方法） <u>本会員は、自らまたは家族会員を代理人として、日本国外において、海外キャッシュサービスとして別途定める方法により、海外キャッシュサービスの利用枠の範囲内で生計費資金とすることを取引を行う目的として当行から現金を借り受けることができます。但し、本会員が個人事業主の場合、生計費資金および事業費資金とすることを取引を行う目的とします。</u> <u>現在ご利用可能な方法は、下記＜キャッシングリボ・キャッシング一括・海外キャッシュサービスのご利用方法＞に定めるとおりとします。当行の営業時間内であっても、機械の故障、停電、その他当行の責めによらない事由により、利用できないことがあることを承諾するものとします。家族会員が現金を借り入れた場合、当該家族会員は本会員の代理人として現金を借り受けて受領したものとみなします。</u>	第 2 3 条 （キャッシングサービスおよび取引を行う目的・利用方法） で規定

改定後	改定前
第 4 3 条（海外キャッシュサービスの利率および利息の計算） <u>1. 海外キャッシュサービスの利率は、当行所定の割合とします。現在の利率は、下記＜キャッシングリボ・キャッシング一括・海外キャッシュサービスの返済方法・回数、利率等＞に定めるとおりとします。但し、利息制限法に定める上限利率を超えないものとし、適用される利率が利息制限法の適用の結果、同法の上限利率を超えるものになる場合には、適用利率は利息制限法の上限利率まで当然に下げられるものとします。利息制限法の適用の結果上限利率が当然に下げられた場合において、利息制限法の適用上、同法の上限利率が上昇する場合には、この上限利率及び当初の適用利率のいずれか低い利率を上限として利率が変更されることがあります。</u> <u>2. 本会員は、海外キャッシュサービスの借入金（付利単位 1 0 0 円）に対し、当行所定の利率による利息を支払うものとします。</u> <u>3. 借入金に対する利息額は、借入日の翌日から支払期日まで年 3 6 5 日（閏年は年 3 6 6 日）で日割計算した金額を経過利息として支払うものとします。</u>	第 2 3 条 （キャッシングサービスおよび取引を行う目的・利用方法） で規定

改定後	改定前
<u>第 4 4 条（海外キャッシュサービスの借入金の支払い）</u> <u>1. 海外キャッシュサービスの返済方法は、元利一括返済、返済回数は 1 回とします。</u> <u>2. 毎月の返済額は、第 3 6 条の毎月の締切日までの借入金と前条第 3 項の経過利息とを合計し、第 1 5 条の定めにより当月の支払期日に支払うものとします。</u> <u>3. 海外キャッシュサービスによる現金を現地通貨で交付した場合であっても、海外キャッシュサービスの借入金元金は、第 1 6 条の定めにより換算された円貨とします。</u> <u>4. 会員は、別途定める方法により、海外キャッシュサービスの借入金の全部または一部を繰上げて返済することができます。現在ご利用可能な繰上返済の方法及び条件は、下記＜繰上返済の可否及び方法＞に定めるとおりとします。</u> <u>5. 海外キャッシュサービスの借入金について、当行が定める日までにキャッシングもあとからリボの申込を行い、当行が適当と認めた場合は、海外キャッシュサービスの借入金をキャッシングリボに変更することができます。その場合、申込日までを海外キャッシュサービスのご利用、申込日の翌日以降をキャッシングリボのご利用としてお借入期間を算出し、ご利用金額に対する利息を日割計算します。</u>	第 2 3 条 （キャッシングサービスおよび取引を行う目的・利用方法） で規定
【お問合せ・相談窓口】 1.商品・サービス等についてのお問合せは、カードをご利用された加盟店までお願いします。 2.本規約についてのお問合せ、ご相談および支払停止の抗弁に関する書面については、当行におたずねください。 <u>＜フィデアクレジットカードセンター＞</u> 〒 9 9 0 - 0 0 4 3 山形市本町 1 - 4 - 2 1 電話番号 0 2 3 - 6 7 9 - 3 1 0 1 ＜お客さま相談室＞ 〒 9 9 7 - 8 6 1 1 鶴岡市本町 1 - 9 - 7 電話番号 0 1 2 0 - 0 1 9 - 8 7 4 3.カードの紛失・盗難に関するご連絡先は下記のVJ紛失盗難デスクまでお願いします。 フリーダイヤル 0 1 2 0 - 9 1 9 4 5 6 ■上記番号が繋がりにくい場合は、下記番号をご利用ください。 東京 0 3 - 6 6 2 7 - 4 0 5 7 ※カードを利用しない場合には、利用開始する前に切断のうえ当行にご返却ください。 4.当行が契約している指定紛争解決機関 ＜全国銀行協会 相談室＞ 〒 1 0 0 - 8 2 1 6 東京都千代田区丸の内 1 - 3 - 1 電話番号 0 5 7 0 - 0 1 7 1 0 9 または 0 3 - 5 2 5 2 - 3 7 7 2	【お問合せ・相談窓口】 1.商品・サービス等についてのお問合せは、カードをご利用された加盟店までお願いします。 2.本規約についてのお問合せ、ご相談および支払停止の抗弁に関する書面については、当行におたずねください。 <u>＜荘内・北都クレジットカードセンター＞</u> 〒 9 9 0 - 8 7 9 0 山形市本町 1 - 4 - 2 1 電話番号 0 2 3 - 6 7 9 - 3 1 0 1 ＜お客さま相談室＞ 〒 9 9 7 - 8 6 1 1 鶴岡市本町 1 - 9 - 7 電話番号 0 1 2 0 - 0 1 9 - 8 7 4 3.カードの紛失・盗難に関するご連絡先は下記のVJ紛失盗難デスクまでお願いします。 フリーダイヤル 0 1 2 0 - 9 1 9 4 5 6 ■上記番号が繋がりにくい場合は、下記番号をご利用ください。 東京 0 3 - 6 6 2 7 - 4 0 5 7 ※カードを利用しない場合には、利用開始する前に切断のうえ当行にご返却ください。 4.当行が契約している指定紛争解決機関 ＜全国銀行協会 相談室＞ 〒 1 0 0 - 8 2 1 6 東京都千代田区丸の内 1 - 3 - 1 電話番号 0 5 7 0 - 0 1 7 1 0 9 または 0 3 - 5 2 5 2 - 3 7 7 2

改定後	改定前
第 4 6 条 （保証の委託） 本会員は、カード利用による当行に対する一切の債務について、フィデアカード株式会社（以下「保証会社」といいます。）に保証を委託し、その保証を受けるものとします。なお、保証委託の範囲等については、別途 <u>フィデアブライトワン</u> 保証委託約款によるものとします。	第 3 条 （保証の委託） 本会員は、カード利用による当行に対する一切の債務について、フィデアカード株式会社（以下「保証会社」といいます。）に保証を委託し、その保証を受けるものとします。なお、保証委託の範囲等については、別途＜ <u>荘銀</u> ＞ブライトワン保証委託約款によるものとします。
第 4 8 条 （普通預金の預入れおよび払戻し） 本会員は <u>キャッシュカード</u> 規定により、利用口座の普通預金の預入れおよび払戻しをすることができます。	第 2 6 条 （普通預金の預入れおよび払戻し） 本会員は＜ <u>荘銀</u> ＞ <u>キャッシュカード</u> 規定により、利用口座の普通預金の預入れおよび払戻しをすることができます。
第 5 2 条 （規定の適用） 本規約に定めのない事項については、普通預金規定（総合口座の場合は総合口座取引規定）、 <u>キャッシュカード</u> 規定、デビットカード取引規定により取扱います。	第 4 2 条 （規定の適用） 本規約に定めのない事項については、普通預金規定（総合口座の場合は総合口座取引規定）、 <u>荘銀キャッシュカード</u> 規定、デビットカード取引規定により取扱います。
<u>海外預金引出しサービス終了により、海外預金引出しサービス利用特約を廃止</u>	海外預金引出しサービス利用特約

個人情報の取扱いに関する同意条項

改定後	改定前
第 1 章【株式会社フィデア銀行に対する同意内容】	第 1 章【株式会社荘内銀行に対する同意内容】
本同意条項は <u>フィデア</u> ブライトワン会員規約（以下「本規約」という）の一部を構成します。	本同意事項は、＜荘銀＞ブライトワン会員規約（以下「本規約」といいます。）の一部を構成します。
第 2 条（個人情報情報機関への登録・利用） <u>1. 本会員および本会員の予定者（以下総称して「本会員等」という）は、当行が、本規約に係る取引上の判断にあたり、当行が加盟する下記の個人情報情報機関（個人の支払能力に関する情報の収集および当該機関の加盟会員に当該情報を提供することを業とする者。以下「加盟信用情報機関」といいます。）に照会し、本会員等の情報（当該各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報の他、当該各機関によって登録される不渡情報、破産等の官報情報等を含む、下表の「登録情報」記載の情報で、その履歴を含む。）が登録されている場合には、当該取引時および契約継続中において、当該個人情報の提供を受け、当行がそれを与信取引上の判断（返済能力または転居先の調査をいう。ただし、銀行法施行規則第 1 3 条の 6 の 6 等、割賦販売法第 3 8 条等の法令等により、返済能力に関する情報については返済能力の調査の目的に限る。以下同じ。）の目的に限り、それを利用することに同意するものとします。</u> <u>2. 本会員等は、①加盟信用情報機関により定められた情報（下表の「登録情報」記載の情報、その履歴を含む）が当該機関に下表の「登録の期間」に定める期間登録されること、ならびに、②登録された情報が加盟信用情報機関および提携信用情報機関の加盟会員により本会員等の支払能力に関する調査のため利用されることに同意します。</u> <u>3. 本会員等は、前項の情報が、その正確性・最新性維持、苦情処理、加盟信用情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等の個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、加盟信用情報機関および提携信用情報機関ならびにそれらの加盟会員によって相互に提供または利用されることに同意します。</u>	第 2 条 （個人情報情報機関への照会、登録および利用） 会員等は、当行が会員等の第 1 条第 1 項の個人情報について保護措置を行ったうえで次の取扱いをすることに同意します。 1. 当行が与信関連業務をするにあたり、当行が加盟する後記記載の個人情報情報機関（個人の支払能力に関する情報の収集および当該機関の加盟会員に当該情報の提供を業とする者）を利用すること。 2. 当行は、本規約により発生した客観的な取引事実に基づく個人信用情報を当行が加盟する個人情報情報機関に下表に定める期間登録すること、また登録した情報を当該個人情報情報機関の加盟会員ならびに当該個人情報情報機関と提携する個人情報情報機関の加盟会員が、自己の取引上の判断のために利用すること。

改定後	改定前
<加盟信用情報機関の名称・所在地・電話番号> ○名 称：株式会社シー・アイ・シー （割賦販売法に基づく指定信用情報機関） 所 在 地：〒160－8375 東京都新宿区西新宿1－23－7 新宿ファーストウエスト15階 電話番号：0570－666－414 ホームページアドレス：https://www.cic.co.jp ○名 称：全国銀行個人信用情報センター 所 在 地：〒100－8216 東京都千代田区丸の内1－3－1 電話番号：03－3214－5020 ホームページアドレス：https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/ <提携信用情報機関の名称・所在地・電話番号> ○名 称：株式会社日本信用情報機構 所 在 地：〒105-0011 東京都港区芝公園2丁目4番1号 芝パークビル B館 4階 電話番号：0570－055－955 ホームページアドレス：https://www.jicc.co.jp ※上記の各機関の加盟資格、加盟会員名等は各機関のホームページに掲載されています。なお、各機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います（当行では行いません）。	<加盟信用情報機関の名称・所在地・電話番号> ○名 称：株式会社シー・アイ・シー （割賦販売法に基づく指定信用情報機関） 所 在 地：〒160－8375 東京都新宿区西新宿1－23－7 新宿ファーストウエスト 電話番号：0120－810－414 ホームページアドレス：https://www.cic.co.jp ○名 称：全国銀行個人信用情報センター 所 在 地：〒100－8216 東京都千代田区丸の内1－3－1 電話番号：03－3214－5020 ホームページアドレス：https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/ <提携信用情報機関の名称・所在地・電話番号> ○名 称：株式会社日本信用情報機構 所 在 地：〒110－0014 東京都台東区北上野1－10－14 住友不動産上野ビル5号館 電話番号：0570－055－955 ホームページアドレス：https://www.jicc.co.jp
<u>第3条（繰上返済時の残高の開示）</u> <u>本会員は、家族会員が家族カードまたはその会員番号を用いてATM等で繰上返済の</u> <u>続の全部または一部（手続き途中で中止された場合を含みます）を行う場合、当行が</u> <u>家族会員に対し当該繰上返済の対象となる残高（当該繰上返済の対象商品に關す</u> <u>る、本会員のカードおよび家族カードならびにそれらの会員番号の利用による残高の合計</u> <u>額）を開示することに同意します。</u>	定めなし

改定後	改定前
第 1 1 条 （同意条項の位置付けおよび変更） 1 .本同意条項は<u>フィデア</u>ブライトワンの会員規約の一部を構成します。 2 .本同意条項は、当行所定の手続きにより、必要な範囲で変更できるものとします。 個人情報の共同利用について 当行は、個人情報の保護に関する法律に基づき、収集した個人情報を共同利用できるものとし、個人情報の共同利用についてインターネットの当行ホームページへの常時掲載によって公表するものとします。 【反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意】 私（会員の名義人）は、次の①に規定する暴力団員等もしくは①の各号のいずれかに該当する場合、②の各号のいずれかに該当する行為をした場合、または①にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、このカード取引が停止・解約されても異議を申しません。あわせて、私は、上記行為または虚偽の申告が判明した場合、当然に貴行に対するいっさいの債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。またこれにより損害が生じた場合でも貴行に何らの請求は行わず、いっさい私の責任といたします。 ①貴行との取引に際し、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、テロリスト等、日本政府または外国政府が経済制裁・資産凍結等の対象として指定する者、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という）に該当しないこと、および次の（イ）（ロ）のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。 （イ）自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。 （ロ）暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。 ②自らまたは第三者を利用して次の（イ）から（ホ）までのいずれかに該当する行為を行わないことを確約いたします。 （イ）暴力的な要求行為、（ロ）法的な責任を超えた不当な要求行為、（ハ）取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、（ニ）風説を流布し、偽計を用	第 1 0 条 （同意条項の位置付けおよび変更） 1 .本同意条項は＜<u>荘銀</u>＞ブライトワンの会員規約の一部を構成します。 2 .本同意条項は、当行所定の手続きにより、必要な範囲で変更できるものとします。 個人情報の共同利用について 当行は、個人情報の保護に関する法律に基づき、収集した個人情報を共同利用できるものとし、個人情報の共同利用についてインターネットの当行ホームページへの常時掲載によって公表するものとします。 【反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意】 私（会員の名義人）は、次の①に規定する暴力団員等もしくは①の各号のいずれかに該当する場合、②の各号のいずれかに該当する行為をした場合、または①にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、このカード取引が停止・解約されても異議を申しません。あわせて、私は、上記行為または虚偽の申告が判明した場合、当然に貴行に対するいっさいの債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。またこれにより損害が生じた場合でも貴行に何らの請求は行わず、いっさい私の責任といたします。 ①貴行との取引に際し、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、テロリスト等、日本政府または外国政府が経済制裁・資産凍結等の対象として指定する者、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という）に該当しないこと、および次の（イ）（ロ）のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。 （イ）自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。 （ロ）暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。 ②自らまたは第三者を利用して次の（イ）から（ホ）までのいずれかに該当する行為を行わないことを確約いたします。 （イ）暴力的な要求行為、（ロ）法的な責任を超えた不当な要求行為、（ハ）取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、（ニ）風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて貴行の信用を毀損し、または貴行の業務を妨害する行為、（ホ）その他前記（イ）から（ニ）に準ずる行為

改定後	改定前
いまたは威力を用いて貴行の信用を毀損し、または貴行の業務を妨害する行為、（ホ）その他前記（イ）から（ニ）に準ずる行為	
第 2 章【フィデアカード株式会社に対する同意内容】	第 2 章 【フィデアカード株式会社に対する同意内容】
本同意条項は、 <u>フィデア</u> ブライトワン保証委託約款（以下「保証約款」といいます。）の一部を構成します。	本同意条項は、＜莊銀＞ブライトワン保証委託約款（以下「保証約款」といいます。）の一部を構成します。
第 1 条（保証会社における個人情報の収集・保有・利用等） 会員等は、フィデアカード株式会社（以下「保証会社」といいます。）が、保証約款に基づく保証会社における保証申込の受付、資格確認、保証審査、保証の決定、保証取引の継続的な管理、加盟する個人信用情報機関への提供、法令等や契約上の権利の行使や義務の履行、取引上必要な各種郵便物の送付、その他会員等との取引が適切かつ円滑に履行されるために、下記 1 項と 2 項の個人情報を、保証会社が保護措置を講じた上で収集・利用することに同意するものとします。なお、保証債権の継続的な管理には、法令に基づき市区町村の要求に従って会員の個人情報（入会申込書の写し・残高通知書等）を市区町村に提出し住民票・住民除票の写し・戸籍謄抄本・除籍謄本等の交付を受けて連絡先の確認や債権回収のために利用することを含むものとします。 1．保証依頼時に会員等が <u>フィデア</u> ブライトワン保証依頼書（兼保証委託契約書）に記入し、もしくは会員等が提出する書類等に記載されている氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、勤務先等の情報（以下総称して「氏名等」といいます。）、保証約款に基づき届出られた情報および電話等での問合せ等により保証会社が知り得た氏名等の情報（以下総称して「属性情報」といいます。） 2．官報や電話帳等の公開情報	第 1 条 （保証会社における個人情報の収集・保有・利用等） 会員等は、フィデアカード株式会社（以下「保証会社」といいます。）が、保証約款に基づく、保証会社における保証申込の受付、資格確認、保証審査、保証の決定、保証取引の継続的な管理、加盟する個人信用情報機関への提供、法令等や契約上の権利の行使や義務の履行、取引上必要な各種郵便物の送付、その他会員等との取引が適切かつ円滑に履行されるために、下記本条 1 .と本条 2 .の個人情報を、保証会社が保護措置を講じた上で収集・利用することに同意するものとします。なお、保証債権の継続的な管理には、法令に基づき市区町村の要求に従って会員の個人情報（入会申込書の写し・残高通知書等）を市区町村に提出し住民票・住民除票の写し・戸籍謄抄本・除籍謄本等の交付を受けて連絡先の確認や債権回収のために利用することを含むものとします。 1 .保証依頼時に会員等が＜莊銀＞ブライトワン保証依頼書（兼保証委託契約書）に記入し、もしくは会員等が提出する書類等に記載されている氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、運転免許証番号、勤務先等の情報（以下総称して「氏名等」といいます。）、保証約款に基づき届出られた情報および電話等での問合せ等により保証会社が知り得た氏名等の情報（以下総称して「属性情報」といいます。） 2 .官報や電話帳等の公開情報

改定後	改定前																
<保証会社が加盟する個人情報機関の名称・所在地・電話番号> ○名 称：株式会社シー・アイ・シー （割賦販売法に基づく指定信用情報機関） 所 在 地：〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト15階 電話番号：0570-666-414 ホームページアドレス：https://www.cic.co.jp ○名 称：全国銀行個人信用情報センター 所 在 地：〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1 電話番号：03-3214-5020 ホームページアドレス：https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/ <提携信用情報機関の名称・所在地・電話番号> ○名 称：株式会社日本信用情報機構 所 在 地：〒105-0011 東京都港区芝公園2丁目4番1号 芝パークビル B館 4階 電話番号：0570-055-955 ホームページアドレス：https://www.jicc.co.jp ※上記の各機関の加盟資格、加盟会員名等は各機関のホームページに掲載されています。なお、各機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います（当行および保証会社では行いません）。	<保証会社が加盟する信用情報機関の名称・所在地・電話番号> <table><tr><th>名□称</th><th>所在地</th><th>電話番号</th><th>ホームページアドレス</th></tr><tr><td>株式会社シー・アイ・シー （貸金業法・割賦販売法に基づく指定信用情報機関）</td><td>〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト</td><td>0120-810-414</td><td>https://www.cic.co.jp</td></tr><tr><td>全国銀行個人信用情報センター</td><td>〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1</td><td>03-3214-5020</td><td>https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/</td></tr><tr><td>株式会社日本信用情報機構</td><td>〒110-0014 東京都台東区北上野1-10-14 住友不動産上野ビル5号館</td><td>0570-055-955</td><td>https://www.jicc.co.jp</td></tr></table> ○保証会社が契約期間中に新たに個人情報機関に加盟する場合は、別途、書面により通知し、同意を得るものとします。	名□称	所在地	電話番号	ホームページアドレス	株式会社シー・アイ・シー （貸金業法・割賦販売法に基づく指定信用情報機関）	〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト	0120-810-414	https://www.cic.co.jp	全国銀行個人信用情報センター	〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1	03-3214-5020	https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/	株式会社日本信用情報機構	〒110-0014 東京都台東区北上野1-10-14 住友不動産上野ビル5号館	0570-055-955	https://www.jicc.co.jp
名□称	所在地	電話番号	ホームページアドレス														
株式会社シー・アイ・シー （貸金業法・割賦販売法に基づく指定信用情報機関）	〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト	0120-810-414	https://www.cic.co.jp														
全国銀行個人信用情報センター	〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1	03-3214-5020	https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/														
株式会社日本信用情報機構	〒110-0014 東京都台東区北上野1-10-14 住友不動産上野ビル5号館	0570-055-955	https://www.jicc.co.jp														

フィデアブライトワン保証委託約款

改定後	改定前
フィデアブライトワン保証委託約款 第1条（委託の範囲および契約の成立） 1. <u>フィデアブライトワン</u>（以下、「カード」といいます。）の会員または入会申込者（以下総称して「会員等」といいます。）が、フィデアカード株式会社（以下「保証会社」といいます。）に委託する債務保証の範囲は、株式会社<u>フィデア銀行</u>（以下、「当行」といいます。）の定める「<u>フィデアブライトワン会員規約</u>（以下、「会員規約」といいます。）」に基づき、会員が当行に対し負担する<u>フィデア</u>ブライトワン利用による一切の債務、損害金その他一切の債務の全額とします。但し、保証会社が実際に保証する範囲、条件および方法は保証会社と当行との間に締結されている保証契約によるものとし、保証契約で保証の範囲が限定されても異議ないものとします。 2. 前項の保証は保証会社が保証を適当と認めた後、会員等がカードを受領した時点で成立するものとします。 3. 会員等が保証会社の保証を得て、カードを利用するについては、本約款のほかカード会員規約の各条項を遵守し、期日には遅滞なく債務を弁済するものとします。	＜莊銀＞ブライトワン保証委託約款 第1条（委託の範囲および契約の成立） 1. ＜莊銀＞ブライトワン（以下、「カード」といいます。）の会員または入会申込者（以下総称して「会員等」といいます。）が、フィデアカード株式会社（以下「保証会社」といいます。）に委託する債務保証の範囲は、株式会社莊内銀行（以下「当行」といいます。）の定める「＜莊銀＞ブライトワン会員規約（以下、「会員規約」といいます。）」に基づき、会員が当行に対し負担する＜莊銀＞ブライトワン利用による一切の債務、損害金その他一切の債務の全額とします。ただし、保証会社が実際に保証する範囲、条件および方法は保証会社と当行との間に締結されている保証契約によるものとし、保証契約で保証の範囲が限定されても異議ないものとします。 2. 前項の保証は保証会社が保証を適当と認めた後、会員等がカードを受領した時点で成立するものとします。 3. 会員等が保証会社の保証を得て、カードを利用することについては、本約款のほかカード会員規約の各条項を遵守し、期日には遅滞なく債務を弁済するものとします。

以上